

非自発的失業者の方の国民健康保険税の軽減について

倒産・解雇などによる離職（特定受給資格者）や、雇い止めなどによる離職（特定理由離職者）された方は申請により、国民健康保険税が**軽減**されます。

対象となる方

下記の①～③の条件をすべて満たす方

- ① 離職日が平成 21 年 3 月 31 日以降
- ② 失業時の年齢が 65 歳未満の方
- ③ 離職の翌日から翌年度末までの期間において雇用保険の「特定受給資格者」または、「特定理由離職者」として失業等給付を受ける方。（雇用保険受給資格者証または雇用受給資格通知の離職理由欄に以下のコードが記載されている方）

※ 雇用保険受給資格者証・受給資格通知の右上に「特」「高」の表示のある方は対象外です

【対象となる離職コード】

離職者区分	離職理由コード	離職理由
特定受給資格者	11	解雇
	12	天災等に起因する事業継続不能となったことによる解雇
	21・22	雇止め（雇用期間 3 年以上、通知あり・契約更新明示あり）
	31	事業主の働きかけによる正当理由のある自己都合退職
	32	事業所移転に伴う正当理由のある自己都合退職
特定理由離職者	23	期間満了（雇用期間 3 年未満、契約更新明示なし）
	33・34	正当理由のある自己都合退職

軽減対象期間は、離職の翌日から翌年度末までの期間です。

再就職等により被用者保険に加入後、再離職した場合は保険料の軽減対象外でしたが、平成 22 年 6 月より対象者の範囲が拡大され、一旦被用者保険に加入しても条件を満たす場合には軽減対象となりました。

軽減の対象となるケース（条件①～③を満たす方で）

1. 再就職後に被用者保険に加入された後、再び離職し再就職についての雇用保険の受給資格が生じなかったケース
2. 再就職後に被用者保険に加入された後、再び離職し再就職について雇用保険の受給資格が生じなかったが、当初の離職に係る雇用保険の残日数分を受給するケース

軽減の対象とならないケース（条件①～③を満たす方で）

1. 再就職後に軽減対象期間を過ぎて再離職をしたケース
（ただし、再離職で①～③を満たす場合は軽減対象となる。）
2. 再離職後に③以外のコードの雇用保険の受給資格が生じたケース

申請手続きについて

対象となる方は、申請に必要なものをご持参のうえ、中標津町役場 住民保険課（窓口②）にて手続きをお願いします。

申請に必要なもの

- 中標津町国民健康保険被保険者証（国保保険証）
- 世帯主及び保険税の軽減を受ける方の個人番号がわかるもの
- ハローワークから交付される「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険受給資格通知」